# 公益信託 池田輝子記念精神障害者福祉基金
# 2024 年度 募集要項

本公益信託は、池田輝子様により、精神障害者及び支援者に有効に役立てたいとの思いから、平成3年9月に設定された福祉基金です。

**１．助成の目的**

東京都内に所在する精神障害者のための下記福祉施設および事業に対して助成を行い、社会福祉の向上に寄与することを目的としています。

**２．助成対象**

東京都内に設置されている障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業、その他関連する自主事業を行う施設等（除く公立施設）における次の事業。
ただし、各種連絡会及び株式会社等営利法人が行う事業は対象外です。

（１）施設における作業や教育等の処遇向上に資する諸設備・物品の購入等
①事業利用者への直接的な支援に使用されるものを優先します。
②行事・イベントについては、継続的に行われているもの、あるいは文化・芸術活動が優先されます。

（２）生活環境改善のための施設改修等
①利用者の多くが精神障害者とする施設に限ります。
②事業利用者への直接的な支援活動を優先します。
③施設所有物件、賃借物件のいずれも可としますが、賃借物件の場合は、施設改修が可能であることを賃貸人に必ず確認したうえで、可能であることが分かる書類を申込書と一緒に提出してください(賃貸借契約書、重要事項説明書、施設修繕に関する賃貸人との覚書等。写しで可）。

※引き続きグループホーム等への助成にも力を注ぎます。

**３．助成件数及び金額**

助成金額１件あたり１０万円～１００万円程度
（なお、助成金総額は１，０００万円以内とする）

**４．応募方法**

（１）助成を希望する施設等は、所定の申込用紙により、後記提出先あて申し込んでください。
（なお、申請書類の返却はしません）

（２）申込書の記入に際しては、助成希望の「理由と内容」を出来る限り具体的に分り易く記述してください。また購入見積書の写しまたは活動計画書の写しを添付してください。

（３）なお、過去５年以内（2019 年度以降 2023 年度まで）に助成を受けた施設には、原則として助成しませんのでご留意ください。

**５．募集期間**

2024 年 2 月 1 日（木）～2024 年 3 月 31 日（日）　（消印有効／期限厳守）

**６．選考及び通知**

募集締切り後に開催する当基金運営委員会において選考決定の上、2024 年 6 月上旬頃まで（予定）にその結果を書面にてお知らせします。

**７．その他**

（１）助成金の交付は申込書に記載の銀行口座へ振り込みます。

（２）助成金を受けた施設は、その内容・成果を所定用紙にてこの公益信託の受託者に報告するものとします。

（３）偽りその他不正な手続により助成金の交付を受けたり、又目的以外に費消したときは、授与した助成金は返還して頂きます。

**（※）公益信託とは**

個人の方が公益活動のために財産を提供しようという場合や、法人が利益の一部を社会に還元しようという場合などに、信託銀行に財産を信託し、信託銀行は公益信託契約で定められた公益目的に従ってその財産を管理・運用し、公益活動を行う制度です。

**【申請書の提出先・照会先】**

〒105-8574　東京都港区芝 3-33-1
三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託チーム
池田輝子記念精神障害者福祉基金 申請口

TEL　03-5232-8910（受付：平日 9 時～17 時）　FAX　03-5232-8919

申請書 URL　https://www.smtb.jp/personal/entrustment/public/example/list